

日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用方針について

平成29年12月13日

日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）における研究開発用プルトニウム（定常臨界実験装置STACYの未使用MOX燃料を含む）の今後の利用方針を以下に示します。

1. 原子力機構が保有するプルトニウムの状況

原子力機構は平成29年末時点で、今後利用する計画のプルトニウム（以下「プルトニウム」という。）を約4.6トン（うち、核分裂性プルトニウム約3.2トン）保有する見込みです。内訳は以下のとおりです。

- ・再処理施設：約0.3トン（うち、核分裂性プルトニウム約0.2トン）
- ・プルトニウム燃料加工施設：約3.8トン（うち、核分裂性プルトニウム約2.6トン）
- ・原子炉施設等：約0.5トン（うち、核分裂性プルトニウム約0.4トン）

東海再処理施設は平成29年6月に廃止措置計画の認可申請を行い、現在、審査中となっております。今後は当該施設において使用済燃料から新たなプルトニウムを分離することはありません。

2. 原子力機構が保有するプルトニウムの利用方針

プルトニウムの利用に当たっては、「日本のプルトニウム利用について【解説】」（2017年10月、原子力委員会）にあるとおり、これまで同様IAEA保障措置の厳格な適用を受けることにより平和利用（核兵器への転用がないこと）を担保するとともに、利用目的のないプルトニウムを持たない及びプルトニウムを消費することで適切なプルトニウム・バランスを確保することの方針を遵守することを大前提とします。

原子力機構が保有するプルトニウムは、高速実験炉「常陽」やニーズのある研究開発での利用を含め、核燃料サイクルを技術的に確立するための高速炉サイクルの研究開発等に利用する計画としており、今後その計画については、政策の状況を踏まえて必要な改定を行った上で利用していく予定です。

将来的には高速炉の実証炉開発に向けた関連技術開発や臨界実験装置による炉心特性試験等での利用を考えていますが、今後も国のエネルギー・原子力政策等に沿って研究開発に適切に利用していく予定です。

原子力機構が保有するプルトニウムは様々な形態で保管されており、研究開発用として利用するためには機械的・化学的な処理が必要となるものもあることから、合理的・経済的観点も考慮し全てのオプションについて検討して参ります。

また、我が国のプルトニウム保有量に対する諸外国の関心を踏まえると、研究開発用プルトニウムについてもその利用に当たっては透明性を求められるため、原子力機構が保有するプルトニウムについてもその利用計画を公表し、国（原子力委員会）にその妥当性を確認いただくこととします。

以上